沖縄県国民保護協議会傍聴要領

1　傍聴する場合の手続き

（１）　沖縄県国民保護協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴を希望する場合は、会議の開始予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、係員の指示に従って入場してください。

（２）　傍聴者の定員は、３０人とします。ただし、会場の都合により変更する場合があります。

（３）　傍聴の受付は、先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。

2　傍聴にするに当たり守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

（１）　会議開催中は、静粛に傍聴すること。発言、拍手その他の方法による可否の表明等をしないこと。

（２）　のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。

（３）　会場内での飲食、喫煙をしないこと。

（４）　会場内での写真撮影、録画、録音等は、行わないこと。ただし、事前に協議会の会長等が認めた場合はこの限りではありません。

（５）　携帯電話等の機器の電源は切っておくこと。

（６）　その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3　会議の秩序の維持

（１）　傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。

（２）　傍聴者が上記２のことを守らない場合又は係員の指示に従わない場合は退場していただくことがあります。

「沖縄県国民保護協議会」傍聴者受付名簿

日時：令和８年11月18日（水）

場所：県庁４階講堂

№	氏　　名	住　　所	備　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			